

(案)

愛媛県総合教育センター清掃及び建築物環境衛生管理業務委託契約書

愛媛県総合教育センター 所長 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) と は、次の
条項により委託契約を締結する。

(委託業務の内容)

第1条 甲は、愛媛県総合教育センター清掃及び建築物環境衛生管理業務(以下「委託業務」という。)を別添愛媛県総合教育センター清掃及び建築物環境衛生管理業務実施基準仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託料)

第2条 甲は乙に対し、委託料として金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)を支払う。

(委託の期間)

第3条 乙は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間委託業務を行うものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、金 円とする。

(免除の場合は、「契約保証金は、免除する。」と記載する。)

(代理受領の禁止)

第5条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部については、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況に

ついて調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(検査)

第9条 甲は、必要に応じて検査を行い、業務が不十分と認められた場合は、改めて当該業務を命ずることができるものとする。

(完了報告及び完了確認)

第10条 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に委託業務の完了確認を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 委託料の支払は月払いとし、毎回の支払額を金 円とする。

2 甲は、毎月、乙の委託業務の完了確認後、前項に定める支払額を乙の請求書を受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に支払うものとする。

3 甲は、請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受領する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意または重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払及び検査の遅延)

第12条 甲はその責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間(次項において「遅延期間」という。)の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかえに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
- (2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託料の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

5 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

（損害賠償）

第14条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（委託料の変更）

第16条 委託期間において、経済変動その他の状況により第2条に定める委託料が著しく不適當であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、書面によりこれを変更することができる。

（契約外の事項）

第17条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則並びに遅延防止法によるものとし、同規則に定めのない事項、又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 松山市上野町甲650番地
愛媛県総合教育センター
所 長

乙 住 所
氏 名（法人名及び代表者名）

別 添

愛媛県総合教育センター清掃及び建築物環境衛生管理業務実施基準仕様書

この仕様書は、清掃及び建築物環境衛生管理業務の大要を示すものであり、本書に定めのない事項であっても、軽易な作業で甲が美観上又は建物管理上必要があると認めたものについては、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 委託業務の内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 清掃業務
- (2) 建築物環境衛生管理業務

上記業務の具体的内容は、この仕様書及び別紙一覧表によること。

2 作業時間

作業は、原則として8時30分から17時00分までの間に実施することとし、甲の業務に支障のないよう能率的に作業を実施すること。

3 作業上の留意事項

作業実施に当たっては、衛生、火気の取締りに特に留意するとともに次の事項について十分注意すること。

(1) 共通事項

- ア 作業中の器物の取扱いは慎重を期し、破損、亡失等の事故防止に努めるとともに、器材の整理、整頓について常時配慮を行うこと。
- イ 危険な場所の作業には、安全装置を施す等危険防止に努めること。
- ウ 作業実施に当たり、建築物に損傷を与えないよう十分に注意すること。
- エ 洗剤、ワックス、器具等資材は、それぞれの材質に適した品質良好なものを使用すること。
- オ 消耗品、雑材料、工具、測定器、その他委託業務に必要な機材、物品等は乙で調達すること。

(2) 清掃業務の留意事項

ア 一般的事項

- (ア) 水拭きを行うときは常に清潔な水を使用し、汚水による拭きあとが残らないようにすること。

- (イ) 塵埃は飛散させないこと。
- (ウ) 床、壁、階段その他の箇所にインク類、果汁、油脂等の汚れがあるときは、それぞれの性質に応じた洗剤を用いて拭きとること。
- (エ) 紙屑、茶がら、汚物等は一般廃棄物と産業廃棄物とに区分し、指定された場所に集積すること。
- (オ) 床等を洗浄した場合は、洗剤、水分等を完全に拭きとり、乾燥した後ワックス塗装をし、艶出しをかけること。
- (カ) 紙屑等の中に廃棄することが疑わしいと思われる書類又は資材等が混入していた場合は、職員に報告し、指示を受けること。
- (キ) 屑入れは取り集め、清潔にすること。

イ 各部所ごとの清掃

清掃業務の範囲及び面積内訳は、別紙清掃業務内訳一覧のとおり。

(ア) ホール、ロビー等

- ① 廊下、階段等は、見回りを行い、清潔にしておくこと。
- ② 手摺り及び扉の取っ手は、乾布で拭くか、又は水拭きをすること。
- ③ 屑入れは、その中の屑物を取り集めること。
- ④ 窓清掃は、廊下（本館 1 階から 5 階、別館 1 階・2 階）については外に面した内窓のみ（非常階段については両面）とし、2 階のホールについては、清掃可能な範囲で内窓の水拭きをする。階段内窓は対象としない。
- ⑤ 1 階ロビー（正面玄関東側及び西側）のガラス戸は、清掃が可能な範囲について内側・外側の水拭きをする。

(イ) 便所

便所は、次の事項に留意し、清潔にしておくこと。

- ① 洗面器及び鏡は、洗浄し、その周囲を清掃すること。
- ② 便器は、床掃除の都度拭き掃除をすること。
- ③ 汚物入れは、洗剤で洗浄し消毒をすること。
- ④ トイレットペーパー及び石鹼水は、充足しておくこと。
- ⑤ 各扉及び取手は、水拭きを行うとともに月 1 回洗剤を用いて清掃する。
- ⑥ 洗面器、鏡、便器等の拭き掃除に使用するモップは、使用目的ごとに準備し、モップ洗いは、指定の場所以外では行わないこと。
- ⑦ 便器につまりなどの故障が生じた際には、速やかに除去すること。

⑧窓は内側のみの清掃とする。ただし、本館1階の外窓については、特に汚れがひどい場合に限り、可能な範囲で水拭きすること。

(ウ) エレベーター

エレベーター内及び手摺りは、掃き掃除をし、及び乾布で拭くこと。

ウ 作業員

(ア) 契約後、速やかに作業員名簿を様式1により提出すること。また、作業員に変更があった場合も同様とする。

(イ) 作業中は、乙が定めた作業衣を着用し、上衣には、会社名及び氏名を記載した名札を付けること。

エ 清掃業務実施報告

清掃業務実施報告を、様式2によりし、甲の承認を受けること。

(3) 建築物環境衛生管理業務の留意事項

ア 業務は、必要に応じセンター職員の立会のうえで実施すること。

イ 空気環境測定等の測定は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び同法施行令並びに同法施行規則に定める方法に従い行うこと。
建築物環境衛生管理業務の範囲及び回数等は、別紙内訳一覧のとおり。

愛媛県総合教育センター建築物環境衛生管理業務の内訳一覧

業務項目	場 所	実施回数	備 考
空気環境測定	計 8 箇所 ・ 本館（2～5階及び事務室） 5箇所 ・ 正面玄関ロビー （本館・別館两部分） 1箇所 ・ 別館（2、3階） 2箇所	年 6 回	2ヶ月に1回 測定項目 ①浮遊粉塵量 ②一酸化炭素含有率 ③炭酸ガス含有率 ④温度 ⑤湿度 ⑥気流
水質検査	センター内給水栓	年 4 回	※実施月 7・9・11・3月
残留塩素測定	センター内給水栓	週 1 回	

（各検査において、検査結果を業務報告書に添えて提出すること。）

○水質検査の種別及び実施月

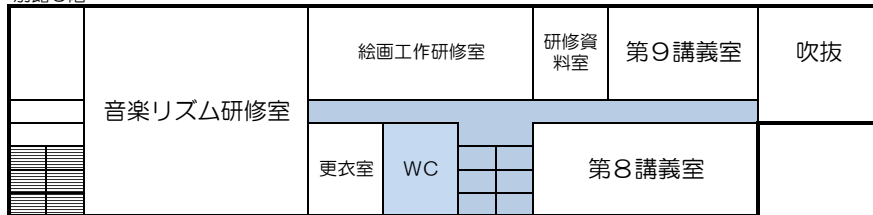
- ・ 塩素酸 1 項目検査・・・7・11・3月
- ・ 水道水 1 6 項目検査及び総トリハロメタン他 1 1 項目検査・・・9月
 ※「厚生労働省 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第4条3、4」に基づく11項目に金属5項目（鉛、亜鉛、鉄、銅、蒸発残留物）及び消毒副生成物12項目を加えた検査
- ・ 水道水 1 1 項目検査・・・3月
 ※「厚生労働省 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第4条3、4」に基づく11項目の検査

愛媛県総合教育センター清掃業務の内訳一覧

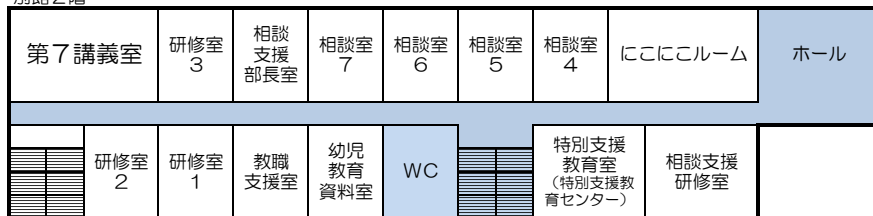
業 務 内 容	範 囲	面 積	実施回数	備 考
日常清掃 (通常の清掃)	廊下 ホール 階段 (ピロティ含む)	合計 1924.6 m ²	閉館日を除く 毎日 (月2巡回実 施を基本と し、さらに 汚れの程度 に応じ随時 実施する。)	
	便所	合計 301.9 m ²		
床面洗浄・ワックス掛け	廊下 ホール 階段 講義室 音楽リズム 研修室	合計 2,610.3 m ²	年1回	実施月 5月

配置図

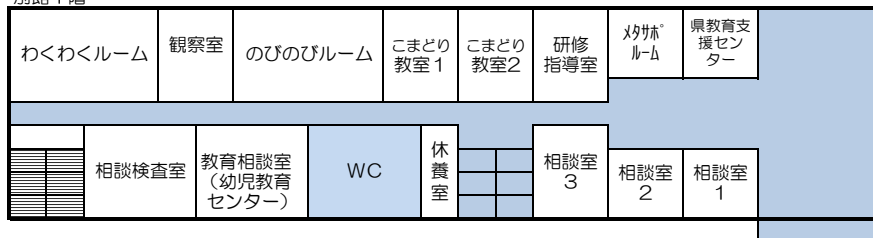
別館3階



別館2階

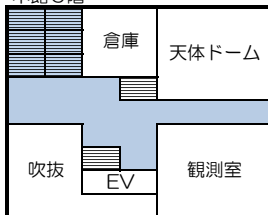


別館1階

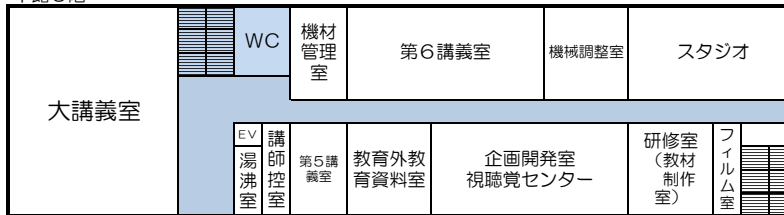


 日常清掃

本館6階



本館5階



本館4階



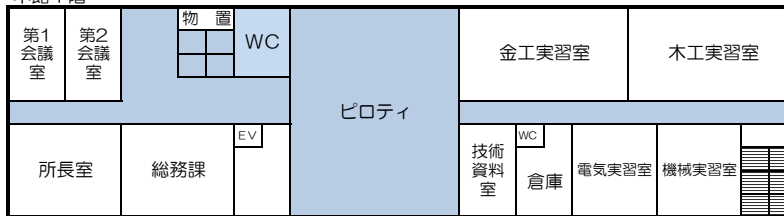
本館3階



本館2階



本館1階



別紙2-1

愛媛県総合教育センター所長 様

令和 年 月 日

課長	主幹	係長	係

日常清掃業務報告書

月分

区分	階	室名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
ホール 階段 廊下	1F	ホール・階段																																
		本館廊下																																
		別館廊下・階段																																
		ピロティ																																
	2F	本館階段・ホール																																
		別館廊下・階段																																
	3F	本館廊下・階段																																
		別館廊下・階段																																
4F	本館廊下・階段																																	
5F	本館ホール・廊下・階段																																	
6F	本館ホール・廊下																																	
便所	1F	本館便所																																
		別館便所																																
		別館便所(身障者用)																																
	2F	本館便所																																
		別館便所																																
	3F	本館便所																																
		別館便所																																
	4F	本館便所																																
	5F	本館便所																																

委託業者

様式 1

委託業者名 _____

清掃業務委託作業員名簿

職名	氏名	住所	生年月日
監督			
副監督			

清掃業務等の範囲及び面積内訳

愛媛県総合教育センター

区分	階	清掃場所	面積 m ²	区分	階	清掃場所	面積 m ²
日常清掃及び 床面洗浄ワックス 仕上げ	(廊下・階段・ホール)			日常清掃	3 F	音楽リズム研修室	237.6
	1 F	ホール・階段	317.9			計	685.7
		本館廊下	55.4		1 F	本館便所	33.2
		別館廊下・階段	167.3			別館便所	54.4
		ピロティ	234.0			別館便所 (身障者用)	2.5
	2 F	本館階段・ホール	284.8		2 F	本館便所	33.2
		別館廊下・階段	141.1			別館便所	39.5
	3 F	本館廊下・階段	168.9		3 F	本館便所	33.2
		別館廊下・階段	105.6			別館便所	39.5
	4 F	本館廊下・階段	168.9		4 F	本館便所	33.2
	5 F	本館ホール・廊下・階段	182.7		5 F	本館便所	33.2
	6 F	本館ホール・廊下	98.0		計	301.9	
		計	1,924.6				
	(講義室・音楽リズム研修室)						
	2 F	第七講義室	61.9				
	3 F	第一講義室	31.5				
		第二講義室	31.5				
		第八講義室	112.6				
		第九講義室	56.7				
	4 F	第三講義室	61.2				
		第四講義室	61.2				
	5 F	第五講義室	31.5				